

母子父子寡婦福祉資金貸付金

貸付のご案内

母子、父子家庭及び寡婦の経済的自立と児童の福祉を増進するために、必要な資金をお貸しする制度です。

貸付の対象となる方

- 母子、父子家庭の父母で児童（20歳未満）を扶養している方
- 父母のない児童（20歳未満）、寡婦が扶養する子
母子、父子家庭の父母が扶養する児童
- 寡婦および離婚等で配偶者のいない40歳以上の女子

＊上記のいずれかに該当し、市内にお住まいで、市税等の滞納がない方（＊転宅資金は新居住地で申請してください）



貸付金の種類・貸付限度額

中面の「母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧」をご確認下さい。
貸付できるのは、貸付限度額の範囲内で、必要最低限かつ償還（返済）可能な額です。

貸付の要件・連帯保証人

- 修学資金、就学支度資金等の児童を対象とする貸付については、借受人（母子・父子家庭等の父母）のほか、資金を利用する児童が連帯借受人となり、借受人と連帯して償還（返済）する義務を負います。
- 高等教育の修学支援新制度に採用が見込まれる（採用された）場合は、新制度による減免額、給付額を控除した額が貸付限度額となります。なお、貸付後に新制度に採用された場合は、超過額を返還して頂きます。
- 連帯保証人は、原則として本市に居住し、かつ一定の職業を持ち独立の生計を営んでいる方（申請者と同一生計に属する方でないこと）で、市税等を滞納していない方になります。また、償還（返済）完了までに70歳を越えない方等の要件があります。
貸付金の種類によっては、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は、年1.0%の有利子となります。

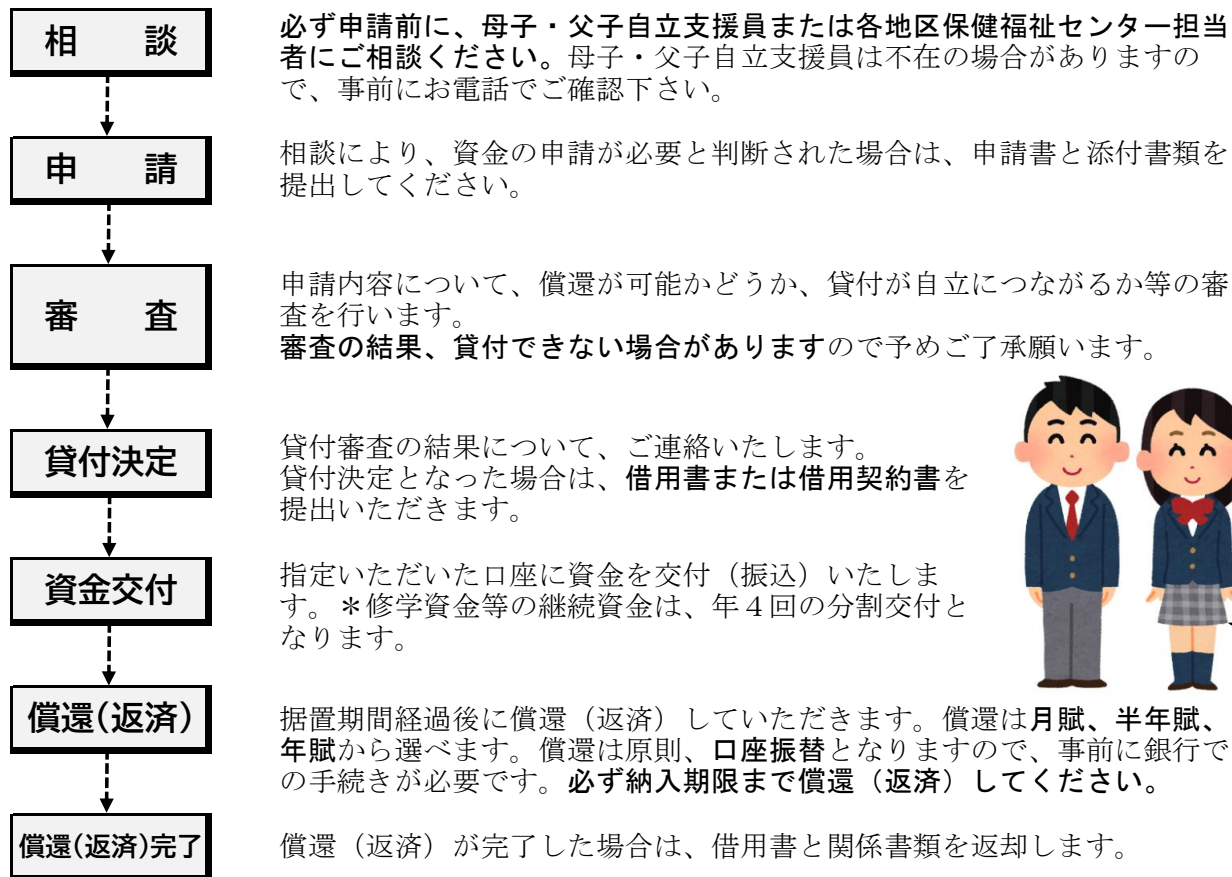
＊上記のほか、貸付のための要件、審査がありますので相談時にご確認下さい。

償還(返済)の方法

各資金ごとに設定されている据置期間経過後、償還期限内に原則、口座振替による元利均等払い（年賦、半年賦、月賦を選択）となります。償還（返済）期間は最長で10年間です。

＊母子父子寡婦福祉資金は、「貸付」ですので、必ず償還（返済）していただく必要があります。償還（返済）していただいたお金は、他のひとり親家庭の方々に貸し付ける貴重な財源となりますので、必ず償還（返済）してください。
滞納した場合は、督促や催告、財産調査をさせていただくほか、連帯借受人、連帯保証人の方などに連絡し、元利金に併せて違約金を請求させていただくこともあります。

相談・貸付から償還(返済)までの流れ



相談・申請を受けてから資金交付まで1か月以上かかりますので、早めにご相談ください。



相談窓口・申請窓口

○相談は、母子・父子自立支援員へ（ひとり親の自立に向けた就業支援、資金の貸付等の相談）

名 称	所 在 地	電話番号	所 管 区 域
小名浜地区 保健福祉センター	小名浜字花畑町34-2 (小名浜支所北分庁舎内)	54-2116	小名浜、勿来、田人、 常磐、遠野
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	内郷高坂町四方木田191 (市総合保健福祉センター内)	27-8612	平、内郷、好間、三和、 四倉、久之浜大久、 小川、川前

○相談・申請は、お住いの地区の保健福祉センターでも受け付けております。

名 称	所 在 地	電話番号
平地区保健福祉センター	平字梅本21(いわき市役所本庁舎内)	22-7457
勿来・田人地区保健福祉センター	錦町大島1(勿来支所内)	63-2111
常磐・遠野地区保健福祉センター	常磐湯本町吹谷76-1(常磐支所内)	43-2111
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	四倉町字西四丁目11-3(四倉支所内)	32-2114
小川・川前地区保健福祉センター	小川町高萩字小路尻19-10(小川支所内)	83-1329

令和7年度 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額		貸付期間	据置期間	償還期間	利率	
事業開始資金	・母子・父子家庭の父母 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	個人	3, 580, 000円		1年	7年以内	(連帯保証人有) 無利子 (連帯保証人無) 年1%	
			団体	5, 370, 000円					
			※複数の母子・父子家庭の父母が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用						
事業継続資金	・母子・父子家庭の父母 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人	1, 790, 000円		6か月	7年以内	(連帯保証人有) 無利子 (連帯保証人無) 年1%	
			団体	1, 790, 000円					
修学資金	・母子・父子家庭の父母が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	※貸付限度額は別表参照 大学、短大、高等専門学校、専修学校において高等教育の修学支援新制度の対象となる場合は、新制度による減免額、給付額を控除した額が限度額となります。		修学期間中	当該学校卒業後6か月	10年以内 専修学校(一般課程)は5年以内	無利子	
技能習得資金	・母子・父子家庭の父母 ・寡婦	自ら事業を開始又は会社等に就職する際に必要な知識技能を習得するために必要な資金	一般(月額)	68, 000円	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	10年以内	(連帯保証人有) 無利子 (連帯保証人無) 年1%	
			一括	816, 000円					
			特別(自動車運転免許取得)	460, 000円					
修業資金	・母子・父子家庭の父母が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金。	一般(月額)	68, 000円	知識技能を修得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	10年以内	無利子	
			特別(自動車運転免許取得)	460, 000円					
就職支度資金	・母子・父子家庭の父母又はその扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服・履物等及び通勤用自動車等を購入する資金。	一般	110, 000円		1年	6年以内	母子・父子家庭の児童及び父母のいない児童に係るもの 無利子	
			特別(自動車購入)	340, 000円				母子・父子家庭の父母及び寡婦に係るもの (連帯保証人有) 無利子 (連帯保証人無) 年1%	
医療介護資金	・母子・父子家庭の父母又は児童(介護の場合は児童を除く)・寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金。	医療	340, 000円		6か月	5年以内	(連帯保証人有) 無利子 (連帯保証人無) 年1%	
			特別(所得税非課税)	480, 000円					
			介護	500, 000円					
生活資金		知識技能習得中又は医療介護資金を借り受けている者が、医療又は介護を受けている間又は母子・父子家庭になって7年未満又は失業中の生活、家計が急変した場合の生活を維持するのに必要な生活費補給資金。	知識技能習得中(月額)	141, 000円	5年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定貸付期間満了後若しくは失業中、家計急変の貸付期間満了後6か月	技能習得10年以内	(連帯保証人有) 無利子	
			医療介護(月額)	114, 000円	1年以内		医療又は介護5年以内	(連帯保証人無) 年1%	
			生活安定(月額)	114, 000円	母子・父子家庭になって7年未満		生活安定貸付8年以内		
			生活安定(月額) ※養育費取得	114, 000円					
			失業中(月額)	114, 000円					離職日の翌日から1年以内
			家計急変者 ※所得要件等あり 児童扶養手当全部支給額の範囲内						原則3か月、最長1年まで
			父母が生計中心者でない場合	76, 000円					
			扶養する子がいらない寡婦	76, 000円					
住宅資金	・母子・父子家庭の父母 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するのに必要な資金。		1, 500, 000円		6か月	6年以内 (特別7年以内)	(連帯保証人有) 無利子 (連帯保証人無) 年1%	
			特別(災害等)	2, 000, 000円					
転宅資金	・母子・父子家庭の父母 ・寡婦	住宅を移転するため、住宅の賃借に際し必要な敷金、前家賃などの資金。	※新居住地で申請		260, 000円		6か月	3年以内	(連帯保証人有) 無利子 (連帯保証人無) 年1%
就学支度資金	・母子・父子家庭の父母が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金。	※貸付限度額は別表参照 大学、短大、高等専門学校、専修学校において高等教育の修学支援新制度の対象となる場合は、新制度による減免額、給付額を控除した額が限度額となります。			6か月	(就学) 10年以内 (修業) 5年以内	無利子	
結婚資金	・母子・父子家庭の父母 ・寡婦	母子・父子家庭の父母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金。	330, 000円			6か月	5年以内	(連帯保証人有) 無利子 (連帯保証人無) 年1%	

修学資金(学校・学年別)の貸付限度額(月額)一覧表								
区 分		学 年	1年	2年	3年	4年		5年
高 等 学 校 専 修 学 校 (高 等 課 程)	国 公 立	自 宅	27, 000円	27, 000円	27, 000円			
		自 宅 外	34, 500円	34, 500円	34, 500円			
	私 立	自 宅	45, 000円	45, 000円	45, 000円			
		自 宅 外	52, 500円	52, 500円	52, 500円			
高 等 専 門 学 校	国 公 立	自 宅	31, 500円	31, 500円	31, 500円	67, 500円	67, 500円	
		自 宅 外	33, 750円	33, 750円	33, 750円	76, 500円	76, 500円	
	私 立	自 宅	48, 000円	48, 000円	48, 000円	98, 500円 (89, 000円)	98, 500円 (89, 000円)	
		自 宅 外	52, 500円	52, 500円	52, 500円	115, 000円 (102, 500円)	115, 000円 (102, 500円)	
専 門 学 校 (専 修 学 校 専 門 課 程)	国 公 立	自 宅	67, 500円	67, 500円	この貸付制度は、利用者の償還金 (返済)をもとに運用されています 皆さまからの償還金が、他のひとり親家庭の 方々に貸し付ける貴重な財源となります。 必ず計画通りに償還(返済)してください。 			
		自 宅 外	78, 000円 (77, 500円)	78, 000円 (77, 500円)				
	私 立	自 宅	89, 000円 (84, 500円)	89, 000円 (84, 500円)				
		自 宅 外	126, 500円 (108, 500円)	126, 500円 (108, 500円)				
短 期 大 学	国 公 立	自 宅	67, 500円	67, 500円				
		自 宅 外	96, 500円 (86, 500円)	96, 500円 (86, 500円)				
	私 立	自 宅	93, 500円 (86, 500円)	93, 500円 (86, 500円)				
		自 宅 外	131, 000円 (110, 500円)	131, 000円 (110, 500円)				
大 学	国 公 立	自 宅	71, 000円 (69, 500円)	71, 000円 (69, 500円)	71, 000円 (69, 500円)	71, 000円 (69, 500円)		
		自 宅 外	108, 500円 (92, 500円)	108, 500円 (92, 500円)	108, 500円 (92, 500円)	108, 500円 (92, 500円)		
	私 立	自 宅	108, 500円 (95, 000円)	108, 500円 (95, 000円)	108, 500円 (95, 000円)	108, 500円 (95, 000円)		
		自 宅 外	146, 000円 (121, 000円)	146, 000円 (121, 000円)	146, 000円 (121, 000円)	146, 000円 (121, 000円)		
大 学 院	修 士 課 程		132, 000円	132, 000円				
	博 士 課 程		183, 000円	183, 000円				
専 修 学 校 (一 般 課 程)			54, 000円	54, 000円	54, 000円			

*前年度の所得金額が682万円を超える場合は、()内の金額が貸付限度額となります。
*大学、短大、高等専門学校、専修学校において高等教育の修学支援新制度の対象となる場合は、新制度による減免額、給付額を控除した額が限度額となります。

就学支度資金の貸付限度額(一時金)一覧表			
区 分			貸付限度額
小	学	校	64,300円
(義務教育学校の前期課程を含む)			
中	学	校	81,000円
(義務教育学校の後期課程を含む)			
高等 学 校	国 公 立	自 宅	150,000円
高等 専 門 学 校		自 宅 外	160,000円
専 修 学 校	私 立	自 宅	410,000円
(高 等 課 程)		自 宅 外	420,000円
専修学校 (一般課程)		自 宅	150,000円
		自 宅 外	160,000円
大学・短期大学	国 公 立	自 宅	420,000円
高等 専 門 学 校		自 宅 外	430,000円
専 修 学 校	私 立	自 宅	580,000円
(専 門 課 程)		自 宅 外	590,000円
大 学 院	国 公 立		430,000円
	私 立		590,000円
修 業 施 設		自 宅	272,000円
		自 宅 外	282,000円

高等教育の修学支援新制度	
お金の心配なく学びたい学生のみさんへ	
大学、短大、高専、専門学校に通学中、もしくはこれから進学予定の方向けに、返済不要の奨学金、入学金・授業料の免除制度があります。	
対 象	住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
支援内容	
授業料・入学金の 給付型奨学金の 免除/減額 + 支給	
支援内容や手続きなどの相談窓口	
○日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話：0570-666-301 (月～金, 9:00～20:00) ＊土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。 ＊給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。	
○各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口	
くわしい情報はこちら	文部科学省 HP
「学びたい気持ちを応援します」 (制度全体の概要を確認できます。)	
高等教育の修学支援新制度は返済不要の制度であるため、優先的な利用や併用をおすすめします。	

